平成２６年（フ）第９４号
埼玉県熊谷市今井1067番地７
債務者　栗原　昌枝
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１３７６号
大阪府寝屋川市新家１丁目１番９号
債務者　竹村　広信
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１５号
大阪府松原市上田７丁目７番２号
債務者　小島　　涼
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２３号
大阪市城東区野江１―17―13　パレスハイツ京橋207、住民票上の住所大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目３番78号
債務者　総合プランニングこと　横田　博昭
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７号
宮崎市花山手東１丁目15―７　三門マンション203号、住民票上の住所宮崎市大字熊野10198番地６
債務者　村川　　寧
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４号
長野県茅野市豊平3146番地１
債務者　小林　勝彦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤森　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２３４号
長野県松本市県１―15―８、住民票上の住所長野県塩尻市大字桟敷596番地２
債務者　芦澤みち子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５８号
長野県塩尻市大門八番町４番19号
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３３号
山口県下関市彦島福浦町１丁目13番６号
債務者　竹内　弓弦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　資朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
福井市西木田５丁目12―25　ＦＳ―Ⅵ107号、住民票上の住所福井市清水山町第11号58番地
債務者　三上　剛之
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安江　　勤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
長崎県大村市今津町690番地８
債務者　北原夫美枝
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽場尾雅宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
福井県勝山市元町２丁目３番29号、旧住所福井県吉田郡永平寺町松岡吉野第38号30番地８
債務者　田中　美雪
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光照　良眞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
金沢市泉が丘１丁目３番52号　コーポエイト301号、従前の住所金沢市弥生２丁目３番６号
債務者　坂尻　勝幸
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　徹夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３号
静岡県浜松市中区曳馬１丁目９番８号　ハイツ好201、申立時の住所愛知県豊橋市中野町字大原19番地　202
債務者　相田デボラこと　レイス　デボラ　クリスチヤネ
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第７５５号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目32番２―203号
債務者　吉原　春美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６２号
大阪府寝屋川市三井南町３番12号
債務者　西　　成美（旧姓田中・小寺）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６５号
大阪府豊中市豊南町西２丁目14番22号
債務者　奥田　好美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部